



住民監査請求の結果について

浜松市監査委員は、令和3年1月4日付けで收受した住民監査請求について、地方自治法第242条第5項の規定に基づき監査した結果、次のとおり決定し、2月25日付けで請求人に通知した。

1 請求の内容

(1) 請求人 A氏

(2) 請求の対象

ア 令和元年9月18日に支出した、市道滝沢36号線の一部(以下「本件除草範囲」という。)の除草に関する平成31年度北区道路等維持補修(浜松北地区)業務委託料17万2,233円(以下「令和元年度分委託料」という。)

イ 令和2年9月9日に支出した、本件除草範囲の除草に関する令和2年度北区道路等維持補修(浜松北地区)業務委託料14万745円(以下「令和2年度分委託料」という。)

(3) 請求人の主張

- ・第二東名の建設に伴う用地買収により、請求人所有の土地が囲繞地となったため、中日本高速道路㈱が、請求人に対し、同社所有の周囲の土地及び本件除草範囲を含む市道の除草を約束した。
- ・しかし、令和元年及び令和2年において、本件除草範囲の除草を市が行った。
- ・よって、中日本高速道路㈱が行うべき除草を市が行い、その費用として令和元年度分委託料及び令和2年度分委託料を支出したのは違法である。

(4) 監査委員に求める措置

市長に対し、市が支出した費用相当額(計31万2,978円)を中日本高速道路㈱から回収するよう勧告すること。

2 監査委員の判断

(1) 令和元年度分委託料に係る請求について

- ・本件請求の時点で、令和元年度分委託料の支出のあった日から1年を経過している。
- ・請求人は、「実際の除草作業を行った会社に対して除草金額を確認したが拒否された」と主張する令和元年7月末の時点では、市が委託により本件除草範囲の除草を行ったことを知っていたと認められる。
- ・遅くとも、令和元年7月末頃には、このことを手がかりとして請求人が相当の



注意力をもって調査すれば、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に令和元年度分委託料の存在及び内容を知ることができたと認められる。

- ・よって、請求期限を経過したことについて正当な理由がなく、不適法な請求であるといわざるを得ない。

(2) 令和2年度分委託料に係る請求について

- ・本件除草範囲の除草は、道路法に基づき、道路管理者である市が管理のために必要な行為として自らの費用で行ったものである。
- ・また、本件除草範囲の除草について、市が実施すべきでないことを証明する根拠資料の提出はなく、市と中日本高速道路㈱との間において同社が実施するとの合意をしている事実も認められない。
- ・よって、本件除草範囲の除草に係る費用として令和2年度分委託料を支出したことは、違法又は不当とは言えない。
- ・その他の点においても、違法又は不当な点は認められない。

3 監査結果

令和元年度分委託料に係る請求については却下し、令和2年度分委託料に係る請求については棄却する。

住民監査請求とは

市民が市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法若しくは不当であると認めるとき、又は違法若しくは不当に財産等の管理を怠る事実があると認めるときは、このことを証明する書類を添えて、監査委員に対し監査を求め、市長等に必要な措置を講じるよう請求することができる制度。